

11章 移動

(1) リフト付バス、超低床バス 身 知

内容	車いすのまま乗り降りできるリフト付きバス、スロープ付き超低床バスを運行しているバス事業者があります。出発地か降車地のいずれかが府内であることが必要です。 利用料金は、近畿運輸局長認可の大型貸切バスの料金と同じですが、次の割引があります。 なお、車いすを利用する人を含む団体については、土日祝を含む旅行日程に係るものは3か月前まで、平日の旅行行程に係るものは2か月前まで優先受付期間があります。この場合、車いすを利用する人、介護をする人の人員の確認があります。
----	--

※バス会社によって利用できるバスの種類が異なる場合がありますので、各社にお問合せください。

＜利用料金の割引＞

該 当 団 体	割引率
学校教育法第1条に規定する学校（大学、高等専門学校を除く）に通学・通園する人の所属する団体	2 割
・児童福祉法第7条に規定する施設利用者の団体 ・障害者総合支援法第5条に規定する施設利用者の団体 ・身体障害者福祉法第5条の規定による施設利用者団体	3 割

※ただし、いずれの場合も、当該団体責任者の引率と当該団体の長が発行する証明書が必要です。

(2) 駐車禁止除外指定車標章 身 知 精

内容	歩行困難な身体障がい者等（以下「歩行困難者等」といいます。）が現に使用中の車両については、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章を掲出することにより、公安委員会が道路標識等により駐車を禁止した場所（高齢運転者等専用駐車区間を含む。）又はパーキング・チケット発給設備の設置場所（時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間については、指定された駐車枠（白線）内に指定された方法により駐車する以外は、除外の対象となりません。）の駐車禁止規制の対象から除外されます。 ※ 駐停車禁止場所、法定の駐車禁止場所及び駐車方法の違反等は、除外の対象となりません。
----	--

	また、歩行困難者等が車両を現に使用中でなければ、除外の対象となりません。 歩行困難者等本人の申請により、申請内容を審査のうえ駐車禁止除外指定車標章が交付されます。 ●交付申請に必要な書類等 ・駐車禁止除外指定車標章交付申請書（歩行困難者等用） ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病医療受給者証又は戦傷病者手帳等 〈代理人が申請される場合〉 上記に加え、 ・歩行困難者等の住民票の写し（3か月以内に作成された個人番号の記載がないもの。） ・歩行困難者等と申請者の続柄を確認できる書面等 ※ その他審査に必要な資料の提出を求めることがあります。
対象者	●身体障がい者 ・視覚障がい：1級～3級及び4級の1 ・聴覚障がい：2級及び3級 ・平衡機能障がい：3級 ・上肢機能障がい：1級、2級の1及び2級の2 ・下肢機能障がい：1級～4級 ・体幹機能障がい：1級～3級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい 上肢機能障がい：1級及び2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。） - 移動機能障がい：1級～4級 ・心臓機能障がい：1級及び3級 ・じん臓機能障がい：1級及び3級 ・呼吸器機能障がい：1級及び3級 ・ぼうこう又は直腸機能障がい：1級及び3級 ・小腸機能障がい：1級及び3級 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい：1級～3級 ・肝臓機能障がい：1級～3級 ●知的障がい者：判定A ●精神障がい者：1級 ●色素性乾皮症患者：等級指定なし ●戦傷病者：等級指定なし
窓口	・大阪府内の警察署（大阪水上警察署及び関西空港警察署を除く。）の交通課又は大阪府警察本部交通部交通規制課 ・受付は、月曜日から金曜日の9:00～17:45です。 （祝日、年始年末は受付を行っておりません。）

(3) 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度 (身) (知) (精) (難)

内容	「※ダブルスペース」が整備された公共施設や商業施設などにおいては、「大阪府障がい者等用駐車区画利用証」（以下「利用証」といいます。）が使用いただけます。 障がい者等本人又は代理人の申請により、申請内容を審査の上利用証を交付します。 ※「車いすを使用される方がスムーズに駐車・移動できるための幅の広い区画（車いす使用者用駐車区画）」と、「車いすは使用しないが移動に配慮が必要な方の負担を少なくするための駐車区画（ゆずりあい駐車区画）」の両方を施設の出入口付近に整備すること。 ●交付申請に必要な書類等 ・障がい者等用駐車区画利用証交付申請書 ・申請に必要な書類（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証等、介護保険被保険者証、母子健康手帳、医師の診断書・意見書等）の写し ・利用証を郵送するための切手（140円） （※令和6年9月25日消印より切手180円） ・利用証（更新申請時） ・その他審査に必要な資料の提出を求めることがあります
対象者	●身体障がい者 ・視覚障がい：4級以上 ・聴覚障がい：3級以上 ・平衡機能障がい：5級以上 ・肢体不自由 - 上肢：2級以上 - 下肢：6級以上 - 体幹：5級以上 - 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい - 上肢機能：2級以上 - 移動機能：6級以上 ・心臓機能障がい：4級以上 ・じん臓機能障がい：4級以上 ・呼吸器機能障がい：4級以上 ・ぼうこう又は直腸の機能障がい：4級以上 ・小腸機能障がい：4級以上 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい：4級以上 ・肝臓機能障がい：4級以上 ●知的障がい者 ・療育手帳の障がいの程度欄が「A」の者

対象者	●精神障がい者 ・精神障がい者保健福祉手帳の障がい区分が「１級」であること ●難病患者 ・障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している者（特定医療費（指定難病）受給者等） ●要介護者 ・要介護状態区分が「要介護１～５」の者 ●妊産婦 ・妊娠７箇月～産後３箇月 ●けが人 ・けが等により一時的に移動の配慮が必要な者 ●その他 ・上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者
窓口	・大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利擁護グループ ・申請書に必要事項を記入し、必要書類の写し（氏名・住所・交付要件に該当する旨の記載があるところ）を添付して、切手（１４０円）と利用証（更新申請時）を同封し、上記窓口へ郵送してください。（※令和６年９月２５日消印より切手１８０円） ・申請書は居住地の市町村障がい福祉担当課で入手若しくは大阪府のホームページからダウンロードすることが可能です。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/riyosyouseido/index.html

（４） 自動車運転免許の取得費の助成 ⑤ 知

内容	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成しています。
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（市町村によっては実施していない場合があります。）（資料編１ページ）

（５） 自動車改造の助成 ⑤ 知

内容	障がい者（一定の制限があります）を対象として、障がい者が使用する自動車の運転装置等を改造する費用の一部を助成しています。
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（市町村によっては実施していない場合があります。）（資料編１ページ）

(6) リフト付福祉タクシー ③ 知 精

内容	大阪福祉タクシー総合配車センター加盟のタクシー会社や運輸局の許可を得た介護タクシー事業者では、車いすやストレッチャーのまま乗降できるリフト付きタクシー等を運行しています。 利用運賃は、車輛の種類や利用形態によって異なります。 乗車定員については、タクシー会社が保有する車輛によって異なりますが、乗務員等の他、大型車で車いす2台（2名）と介護者等の同乗者2名～5名（ストレッチャーの場合は1台（1名）と介護者等の同乗者2名～4名）、中型車で車いす1台（1名）と介護者等の同乗者2名～3名、小型車で車いす1台（1名）と介護者等の同乗者1名が同時に乗車できます。 なお、福祉車輛によって、同乗者の乗車人数が異なる場合がありますので、ご利用にあたっては、大阪福祉タクシー総合配車センター等にお問い合わせください。 また、一部市町村で重度身体障がい者等、一般の交通手段を利用することが困難な方に対し、利用運賃の一部を助成する制度があります。
窓口	大阪福祉タクシー総合配車センター など TEL：06-6268-2945（フクシゴー） FAX：06-6268-2946 受付時間：9:00～17:00（土・日・祝休み）